

九頭井太夫家文書「万代家職覚帳」(上)

八ヶ岳総合博物館 古文書研究会

はじめに

八ヶ岳総合博物館では、古文書解説講座参加者で、より、深く古文書を理解したいと考えていた受講者に声を掛けて作られた研究会である。

研究会では、平成26年から、当館収蔵の古文書を読み進めてきた。研究会は、会員にそれぞれ解説する古文書や、古記録の部分の担当を割り当て、担当になった部分の解説と解説を、月一回の例会で発表するという活動を行ってきた。

解説する古文書は、当館学芸員が選んだ。

平成26年から、平成6・23年に当館に寄託された、九頭井太夫矢島家文書を解説を進めてきた。平成27年度で、主な史料はほとんど解説が終了したので、特に重要であると考え、「万代家職覚帳」を取り上げる。

九頭井太夫矢島家文書について

九頭井太夫矢島家は、諏訪上社の神職の一つである神楽役を勤め、また、茅野市ちの上原にある九頭井(葛井)社の神主を代々勤めてきた家である。九頭井太夫矢島家文書は、当家に伝えられてきた文書群である。

内容については、前号『紀要 第22号』に文書目録を掲載したのであまり詳しくは述べないが(柳川 二〇一五)、概略は次の通りである。

総点数 八五五点

内訳 中世八点 近世三二一点 近代 二二一点 宗教具 五六点

文芸 二八八点 その他 七一点

内容については、ほとんど九頭井社、九頭井太夫家に関わるものである。

神楽役は、本史料中に神事の際に、実際に演奏をする役を勤めている。また、上社神楽殿(舞台)、幣拝殿建て替えなどが江戸後期に行われ、建替資金の捻出のために、度々太々神楽が行われている。諏訪上社の神事や太々神楽の実際について、まとまった史料が、これまであまり明らかにされていないため、貴重な史料群であるといえる。

九頭井太夫は、九頭井社の神主ではあるが、村々の神社の神事等も行っており、あまり知られていなかった九頭井太夫の多面的な活動がわかり、諏訪上社や関連する末社の実態について研究する上には、重要な史料ばかりである。

「万代家職覚帳」について

「万代家職覚帳」は表紙に寛政四年(一七九二)八月の年月が記されている史料である(目録番号一八九 資料番号一四)。表紙は寛政四年だが、内容は、寛政四年から明治四年(一八七二)の約八十年間の、九頭井太夫が関わった上社や村々の神社に関する記事を記したものである。形態は、横帳である。

本史料の作成者は、裏表紙に「信劬上諏訪方上原郷持主 矢嶋甲斐正藤原信正」とあるので、この人物であると考えられる。しかし、信正は、天保七年(一八三六)十月二十三日に死去しており、矢島信正死去の記事も本史料に見えるので、信正一代で書かれたものではなく、子の信房・孫の信智(一八二九—一九〇六)三代にわたって書き継がれたものだろう。

九頭井太夫矢島家文書の古文書と、「万代家職覚帳」に記された記事に関連するものがほとんどで、「万代家職覚帳」が、経過を記しているので、個々の史料の背景などがわかる重要な史料である。

「万代家職覚帳」を掲載するにあたり

二年間、様々な史料の解説を進めてきたが、前記理由から本史料を紀要に掲載することにした。

本校は、古文書研究会で会員が崩し字から字起こしたものを掲載している。また、月一回、会員それぞれが、調べたことを、八ヶ岳総合博物館 柳川英司が、補足を加ながら、解説を併せて掲載する。紙幅に制限があるので、二回に分けて掲載する。

判例

・目録番号、資料番号は、八ヶ岳総合博物館『紀要』第23号「九頭井太夫 矢島家文書目録」掲載の番号である(二〇一五年)。

・釈文の(○頁)とある頁番号は、「万代家職覚帳」の頁番号である。

・各項目番号を、各項目冒頭の下に(一)というように、括弧の漢数字で示している。

古文書研究会 会員名簿

伊藤博夫 岩波吉春 片山庄次 小平正八 茅野信一 原寿樹 平林太尾
細田岩信 宮坂嘉幸 山田昇

(文責 柳川英司)

《釈文》

(1頁・表紙)

「寛政四^壬年

万代家職覚帳

八月吉日

「

(2頁・表紙裏)

五月廿四日

一、秋葉山御湯立取番

一、文久元酉年

一、同二^壬年

一、^亥年 横内

(3頁)

先祖代々之覚

信盛 新兵衛尉

康正元三月十八日死^ス

信一 金之丞

應仁二庚子年五月廿八日

信高 九兵衛尉 文明十八^丙年十二月二日

信忠 新兵衛尉

永正元^甲子八月十五日死^ス

邦信 同 天文二^癸巳十月廿日

信道 同 永禄四^辛西五月一日

貞道 金太夫 武田之臣^ニ成^ル、天正頃

信国 同

信貞 織部正 文禄四^庚年閏七月三日

信正 九兵衛尉 寛永元^甲子三月三日

(4頁)

六十七八年間不別

義信 甲斐 元禄十四巳六月六日

信孝 新兵衛尉 享保五年五月廿七日

信任 同 延享四卯四月朔日死^ス

信方 金之丞 宝暦五亥八月十三日

信吉 九兵衛尉 明和八卯四月朔日

貞信 平之亮 天明三卯十一月廿三日

信政 仙之亮 寛政十三申正月三日

信明 新兵衛尉 文化九申六月朔日

信清 新兵衛^ト云 真柿太夫^江養子^ニ成

信正 仙之亮 天保七丙申十月廿三日

(5頁)

信房 主水

(6頁・10頁)

(白紙)

(11頁)

一、寛政四^壬年八月

十九日、大風^ニ而九頭井の

社内棟三本、糸のき

壺本風をれ致候、

村役人其木^ヲ岩久保

観音へ売、其分宮奉行へ

拙者申出、直^ニ宮大工

原五左衛門殿、木引三人

つれ参り、其木御用木

也と相留、其節より

公事^ニ也、拙者、柳口へ出、

色々申上、風をれは

別だんかきたり哉、

落場^ハは、私へ取木りと

申上、村役人勘四郎

つれ参り、口書指出

申置候、

(12頁)

一、村産宮御湯立は

五月九日^ヲ小待屋^ト

横内^ト私は覚番取

申候、

一、寛政六寅三月廿九日

消息仕候、村々役人

衆及、埴原田役人

祝儀^而金貳分

埴原村役人金壹分

村役人同壹分、

一、寛政七卯年埴原田

村中^而まく納候、

施主初^ニ私貳朱奉

納仕候、

一、埴原田村産宮湯立之

節、御初尾之内壹斗

(13頁)

祝詞料^ニ私へ申請

一、天明二巳年神之原

御さを入、不口米、大豆

有、宮田渡へ願、本社

末社三石之知行米

相分らづ、式部申所は、

間切事申わからづ故

高嶋^江申出、柳口^ニ而

御尋有、異本不残申上

同二月十九日柳口^ニ出

本社、末社分申上、五月

十二日差紙付十三日出、

惣高米不口米相わか

らずと申上、七月十八日

出、口書読聞せ^スづ

拝見致シ、神宮寺村

定五郎、小別当願

(14頁)

九月廿五日^ニ柳口へ

出願之通^リ、被仰付候、

定五郎は外^ヾ、式部は

十日つゝしミ、廿五年

分大豆代貳両壹分貳朱

宮田渡大官^ヲ請取、

一、寛政九年、吉田^ヲ

小社家改参^リ被仰付

候所は、吉田役人^ヲ

御免きよ請^ルと

申、同十一年二月十六日

御免んきよいか^ヾなる

やと度々せめられ

二三年の日のべ申、

又十月申訳致来

二月十六日御屋敷^江

出、糸ほし[□]たり

(15頁)

もならぬと被申候

故、其上京都へ参^リ、

一、京和四^丙子年村御頭

御座候、正月六日申込

有之、酒貳升、さば

貳本申請、同十一日

御府付^フ、其時、ござ、無しろ

ぞうり三升三合、かみ

壺丈是以折林有、

二月八日生神入、其日

きやく^ニ参^リ、宮田渡

御出、出向^ニむしろ

壺枚わたるなり、

車屋いし橋の所^ニ而

御ひろ^ウ有、其日

下しく致宿代金

貳分中^四おり貳丈人足

賃四人渡物也、

(八)

(九)

(16頁)

一、京和四年二月十五日、
吉田役人宮川大善

(十)

参り御免んきよ

願被仰付、位金は

五ヶ年季^二願申候、

神子、八乙女迄如是也、

一、正月十五日御種まき

御そなへ目方十二匁、

二十五匁三十め

一、九頭井之御宝前立

かわり之節は、殿入

有之、年号は文化九

丑年也、其時明神様

より御酒御肴参り、

三升三合、酒式樽、かみ

錢貳百文

壹丈肴むしろは

村役所より有、

(17頁)

一、村々御湯立御初穂

無心^三廻り、八月十八日

十九日、廿日、
新千之丞
庄九郎

文化元年也、

一、文化十一年十一月十日^三

吉田役人進之助参り、

めんきよ色々読

聞せ、其上たづね代

金壹分出し、めんきよ

請書十二月廿日^二書

上申候、廿八日御めん

きよ請取御礼酒壹樽、

一、文化八末年二月朔日

九頭井鳥居ころび、

是迄三度私へ取木り、

村役人<sup>大左衛門
長右衛門</sup>

(18頁)

一、文化十四年十月十九日

貴船御湯立、其場

より花森式部の

論初り、早速、宮田渡

様へ願出、式部儀は

色々書上、無つかし

くなり、中間だんじ

之上、願下申候、

十二月十四日相済、

花森不屈物也、

一、文化十一戌年埴原田村

御頭^三御座候、正月

五日^二申込有之候、

さば二本、酒二升、同十三日、

同十一日境しめ二ヶ所

北大塩境、矢ヶ崎境、其時

献ものむしろ、酒二樽

(19頁)

さば二本、かみ壹丈

あさ真綿

三升三合、是で壹ヶ所分

二ヶ所同断と成^ル也

其日御社宮司様へ

御祝詞有其献ものハ

さば二本、三升三合酒

二樽也、

同年

一、鑄物師屋新田其時

(15)

より御頭^二むす

ばり、土橋氏^三子之

私壇中也、

一、文政三^{庚辰}年

九月二日九頭井之

社^三立がれの大棟有、

二本頼岳寺無信被申

うつ木、枝ハ、私取候、

其時連方^二へ宮奉行

届、其由内々^二而有、

一、文政七申年十月

朔日主水消息仕候、其節

中間一統参り、其

日村々役人^二茂及

祝義^二而役人参り

金式分塚原村役人

金式分村役人

堀原田名主
要左衛門
七五郎

一、文政七年別札宗門^左

被仰付

軍奉行、

久保嶋權平

林弥太兵衛殿

前田弥左衛門殿

赤沼七郎右衛門殿

一、同年九月廿七日^三

宮田渡様へ見習被

仰付御礼<sup>酒三升
さば二本</sup>

土橋氏^江酒壹升御礼

檀中覚

坂室新田 今井氏子

(19)

久右衛門 庄右衛門

庄兵衛 良右衛門

六左衛門 清左衛門

勝右衛門 平七

三治郎 孫右衛門

音松 染右衛門

末三郎 五郎右衛門

善右衛門 徳左衛門

仙左衛門

文四郎

祖兵衛

上場沢柳平氏子

染右衛門 孫右衛門

惣兵衛 幸右衛門

徳三郎 勘兵衛

沖右衛門 市左衛門

亀三郎 仙之丞

与左衛門 幸左衛門

李兵衛 永吉

富右衛門 作兵衛

藤左衛門 弥左衛門

惣五郎 栄左衛門

鑄物師屋 土橋氏子

土橋 上

小右衛門 長左衛門

同 政右衛門 吉蔵

惣吉 常吉

平右衛門 吉之丞

宇左衛門

笹原新田 関氏子

(23頁)

(22頁)

(21頁)

(20頁)

(18)

(17頁)

(16頁)

徳右衛門 彦兵衛

助右衛門 四郎兵衛

勘右衛門 紋之丞

三次郎 李之丞

三右衛門

矢ヶ崎檀壇中

惣左衛門 次郎兵衛

源右衛門 四郎兵衛

万吉 用助

権之助 惣之丞

新井村 田村氏子

覚左衛門 初三郎

衆右衛門

和三郎

長三郎

惣右衛門

金蔵

(24頁)

村壇中以前

矢崎苗字也、

重助 常弥

糸谷新田檀中

信玄公氏子湯田坂一統

一、文政九^丙年

宮田渡様御息位

九月三日有之、

其事^二付、三十日之

御祓日々^一壺人宛

覚番^二参り、又ハ

金子^一壺兩宮田渡

様^一頂戴、其金^二而

御用之物、御見舞

絹拾反、是ハ本社

太夫より御見舞

よし^一廿一間、是ハ

(25頁)

末社太夫より

野^一□さらしハ八乙女、

すあ^二ミ、太夫中拾間

堂^二而あ^一ミ申候、

其日之勤前宮^二有、

大宮^二有、磯井、御玉狩

後日、御射山、九頭井

明後日身曾木様也、

當日弁当、夜半頂戴、

御ながれも有之、

一、文政十亥年、宮田渡様

殿様御国入之節、私

方^二江宮田渡様御入

ニ付、せつ隠こしらひ

其旨願候、御屋敷^一方

南鐐一^一□頂戴仕候、

(26頁)

五官人衆^一江茂頼

□、其時御山大松

二本頂戴、其木拂

式兩也、宮田渡様

出

殿様へ御□向之時ハ

坂之六ツく小路より

家^二ゴ而のり下り、

一、文政十^丁年

神樂殿立替有、

其節より、太々神樂

執行有之、永代也、

定日は、八月五日事、

一、同寅年天水井

三拾^九社同入口御門

薬師堂立替有之、

一、同年木田橋懸掛

(27頁)

文政十^丁亥年改り

御城御屋鋪太々神樂

神子屋在郷御初尾

割定也、

外記太夫分

御城割

一、八升

本社割

先規壹斗六升之處、

此度八升減之不足之

處^二江差遣申候御事、

壹 三

一、式斗六升

一、八升

一、壹升六合

一、八升

(28頁)

源太夫分

御城割

一、壹斗三升

一、八升

一、八合

九頭井太夫分

御城割

一、壹斗三升

一、八升

一、八合

右近太夫分

(二十六)

一、右同断 左近太夫分

(二十七)

御城割 一、壹斗三升

一、八升

(二十八)

一、壹斗 祝詞料

一、八合 御屋鋪割

御城御初穂割之儀、太夫

一統兼帶迄頂戴仕候

得共、先規皆様之演^二御

座候哉、末社壺人分差

遣居^一候間、来^ル戊子年

より末社兼帶^二ハ御座

候得共本社之割八升

差遣^一可申御事、

真柿太夫分

御城割

一、壹斗三升

一、八升

一、八合

(30頁)

右樂持之儀は、先規^一方

壹度分壹升宛^二御座

候得共、余り少分之儀

故、壹度分式升宛差

遣候御事、

左源太夫分

御城割

一、壹斗三升

一、八合

大市分

一、壹斗四升四合

一、右同断

左近太夫分

御城割 一、壹斗三升

一、八升 兼帶分

祝詞料

一、壹斗 御屋鋪割

一、八合

御城御初穂割之儀、太夫

一統兼帶迄頂戴仕候

得共、先規皆様之演^二御

座候哉、末社壺人分差

遣居^一候間、来^ル戊子年

より末社兼帶^二ハ御座

候得共本社之割八升

差遣^一可申御事、

真柿太夫分

御城割

一、壹斗三升

一、八升

一、八合

(30頁)

右樂持之儀は、先規^一方

壹度分壹升宛^二御座

候得共、余り少分之儀

故、壹度分式升宛差

遣候御事、

左源太夫分

御城割

一、壹斗三升

一、八合

大市分

一、壹斗四升四合

御城割

御射山駄賃分

一、四升

一、三升三合

御屋鋪割

仁居分

一、八升

御城割

一、八合

御屋鋪割

(31頁) 1974

七郎分

一、右同断

武居分

一、右同断

乙女四人

御城并御屋鋪割^二而

一、三斗五升式合

休職分

右休職分出人割^二仕御事

花森分

一、壹斗

御城割

一、八合

御屋鋪割

大蔵分

一、八升

御城割

一、八合

御屋鋪割

(32頁) 1975

熊野分

一、右同断

宮森分

一、右同断

朝日分

一、右同断

笹森分

一、八升

御城割

岩森分

一、六升

御城割

藤森分

一、右同断

宮沢分

一、八合 御屋鋪割

一、壹斗 祝詞料

(33頁) 1976

一、七升五合 入用

〆三石六斗

太々神樂御初尾

七兩式分之割

一、式分

外記太夫

外^三壹分神山勤料

一、壹分五百文 源太夫

一、右同断 九頭井太夫

一、右同断 右近太夫

一、右同断 左近太夫

一、右同断 真柿太夫

一、右同断 左源太夫

一、壹分式百文 増沢数馬

(34頁) 1977

一、壹分式朱 大市

一、式朱 仁居

一、右同断 七郎

一、右同断 武井

一、式分 ^{乙女四人}休職分

右は出人割^二仕御事

一、壹分 花森分

一、式朱五百文 大蔵

一、右同断 熊野

一、右同断 朝日

右五人之内、榊之舞

相勤候者ハ、別段百文

差遣申候御事、

(35頁) 1978

一、式朱四百文 笹森分

一、式朱

岩森

一、右同断

藤森

一、五百文

宮沢分

一、右同断

神

一、右同断

榊森

一、右同断

い津み

一、式貫文

山浦神子

右末社神子之儀は

出勤仕候得は、御初尾

頂戴仕候御事、

一、壹貫文 上下着

一、壹分式百文 採燈

一、式貫四百文 小給拾式人

(36頁) 1979

一、壹貫文 人足

金四兩三分式朱

〆錢拾四貫、錢為金

式兩四百文

右金錢

〆六兩三分式朱四百文

残^而

式分四百四拾八文

右は諸敷入用等^二

仕候御事、

一、金式分 ^{かざり}神下料

右は源太夫方^三而仕来候事

一、金壹両 ^{弁当料}

右は外記太夫家^三而出シ

来候御事、

(37頁) 1980

大宮御初尾割

一、壹分也

右之内四百文余、檀家

之者^江引取、かみ、火縄

其外入用御座候得は

右之内^二而檀家之者

相拂申候御事、

一、割合壹貫式百文^二

御座候、右之内三百文

本当頂戴仕候、此内

^三而薪代、志き物等かい

申御更、

一、七拾式文、大市頂戴

仕候、残^而八百廿四文

太夫乙女本社神子

(38頁) 1981

五人^三而頂戴仕候御更、

外^二乙女四人休職分

百三拾四文は、出勤之

者^二而頂戴仕候御更、

^{式部并}大市儀は頂戴不仕候、

一、在郷御初尾割之

儀、外記太夫儀は

古来^る不参之節

茂、何方^三不限頂戴

仕来^り、太夫中神子中

之儀は先規^る

不参之節は頂戴

不仕候處、猶又此度

相改り、不参之

節は太夫中人々

(39頁) 1982

檀家之村ハ、別段、其

外差遣不申趣^二

治定仕候御更、

但^シ源太夫儀は

是迄外記太夫

同様頂戴仕居候、

不参之節前^ニ頂戴^{致シ}

振合も御座候^ニ付、

茅野芳之助一代半

割、指遣シ申候趣^ニ

治定仕候御更、

天保元年、芳之助不仕まつ^ニ付指留申候、

右割合之儀、宮田渡

様^ヲ御内々蒙恩

召ヲ、中村茂兵衛

(40頁) 1983

立入一統相談仕候、

上治定之儀^ニ御座

候得は、已後右割

合之儀違乱為

申間敷、惣代^ニ

相立連印仕置候、

為後日仍如件、

外記太夫 印

太夫中惣代

九頭井太夫 印

右同断

左近太夫 印

乙女惣代

金井友作代印

大市 印

神子惣代

利右衛門代印

花森 印

一、文政十寅年入口門建

(41頁) 1984

替有、入口御門^江

神楽座一道十五両

太々神楽^ヲ寄附致、

一、文政十三^{庚寅}年

七月九日^ニ宮田渡

類火^ニ相、其節二日

太夫中御見舞、其

月土橋左善殿之内

^ニ而、太夫中御見舞

之帳付致候、中(仲間か)は

太夫、神子^ニ而真綿

式百五拾目御見舞

申候、

一、御柱年八月十六日

御宝殿御うつり

有之、其日太夫中

(42頁)

御宝物は小び、其日

草履沓足つ、渡也、

皆消息^ニ而御見^{コシ}

出初るト打はやし有、

終^ニ而、其ばん^弁当御酒

明神様^ヲ頂戴有、

寅 寅

一、御柱年十月十八日^ニ

九頭井之御柱立也、

其時祝詞有酒

二樽三升三合かみ沓丈

むしろ、ひもの二れん

是以勤也、

一、同其年は、小宮祭也、

^ニ而津嶋、八幡、稻荷

秋葉右四社へ殿入

^ニ而も御林也共勤もの也、

(43頁)

沓社^ニ付、三升三合

酒五盃無しろ沓枚

四社分^ニ之かみ中折

式丈也、干もの四れん

是は献もの也、

当日御礼鳥目式拾

疋、右之通^リ慥^ニ請

取申候、名主 分次郎

一、同年霜月十日、茅野 同断 市五郎

芳之助、太々神楽願

其太々不知(始)末^ニ付、

三拾日外^ニ被仰付

其上御預^リ之長持

御取上^ニ也、式部方へ

御預^リ御座候、其

節太夫中出張

(44頁) 1987

長持改封^而渡ス

もの也、

一、天保二卯年埴原田

御頭^ニ御座候、正月

九日申込有之、

さば式本、酒式升

同十一日境^メ也、其日

御社宮司へ祝詞有、

献もの三升三合

さば二本、酒

二樽、是以勤もの也、

矢ヶ崎境、北大塩境^ニヶ所也、

一、境じめ沓ヶ所^ニ付

献物三升三合、かみ沓丈

沓具

神酒式樽、さば二本、ござ

無しろ沓枚ツ、草履

沓足

境^メは、二ヶ所也、右之通

(45頁)

其日御礼鳥目式拾疋

役人持参致物也、

一、御頭^ニ付、清淨御祓^ニ

御祭礼前二度廻^リ

御三合二度分六合也、

其上四合御無心申

沓けん前沓升^ニ也、

埴原田村名主

新兵衛殿

年寄

伊兵衛殿

同

市五郎

(46頁) 1989

一、埴原田村三月三日之御祭^ニ(三十六)

先年^ヲ御祭礼^宿

有之候處、御祭礼前

清淨之御祓^ニ朔日

泊居て

二日両日^ニ廻^リ、三日之

日御祝詞有、其日乃

大入

御神酒、白酒^{あま}沓樽

私へ取来^リ候所

文政十一年^ニ名主

武兵衛ト申者法定め

当年より祝詞料也、

御神酒代也、ひな祭の

事なれば、ひな面も

有之候、其田地之

上納米式斗^二御神酒

(47頁) 1690

五盃樽式ツと定、節句

之日御社宮司へ祝詞

有之、産宮へは、不及申

右之通^リ定置者也、

一、天保四^{癸巳}年

諏方明神様御本社

立替^二付、九頭井社^三而

棟吉本切^ッ、村役人

郡方^江届ケ候得ば、内々

^二而きり候様と有之、

三月二日^二きり、村^江

御神酒三升三合出し候、

明神様^江御神酒参^リ

拙者勤候上、きり

御用木四間四尺取、

其外うら木けづりこつ^〇は、

拙者^江取候者也、

(48頁) 1691

村

産宮御湯立

秋葉山御湯立

年番覚事

従古来

一、産宮祭

一、穠葉祭

九月九日

九頭井宮^二而祭^リ之節者

御三合御鎌木万事之者

拙者方へ取者也、

八幡宮之節ハ式部殿へ

千鹿頭之節ハ、左源次殿へ

一、穠秋葉御湯立之儀は、

産宮御湯立取番之者

其後來^ル、秋葉御湯立^二ヲ

可取者也、小待屋、横内之

一、辰年未戌丑^二取番^三而も

酒五盃新半分ハ、手前^江

取更先れい也、

秋葉山御湯立取年覚

(49頁) 1692

御湯立取年覚

一、^{庚午}申^亥

申^亥

戌^丑 此年

卯^午

酉^子

酉^子 此年

丑^辰

牛^龍

一、未戌 此年

牛^龍

右之通^リ御座候、

天保四^{癸巳}年凶作^二付

同五年正月二日^〇一七日

毎月朔日、十五日、五穀成就

御禱^レ祈^レ、十月十五日迄、

一、社不殘相勤二百十日前

身のり之為として

太々神樂執行致し候、

村々^江御守遣^シ、信心

者^〇作^レ之、初穂申請、

五穀万作^二而、皆人祝

諸神之加護^三有之は、

(50頁) 1693

御上始万人之人々大祝

重々事^二候

其時檀家改仕候更、

笹原新田関氏子中

太兵衛、

三右衛門

治郎右衛門

佐右衛門

松之丞

作次郎

忠之丞

三次郎

寅松

久蔵

三五郎

メ拾壹人

天保五^{甲午}年十月迄

(51頁) 1694

五穀成就作之初穂

村々^〇申請覚

一、米式斗七升三合

一、米式斗三升

一、八升

一、そば壹斗三升

一、米六斗八升

一、米九斗

一、金貳朱

一、金壹分貳朱

米メ五俵壹斗六升三合

そば壹斗三升

金貳分

右之通^リ御座候、

(52頁) 1695

一、天保四年より

同六年迄^二

上社御本社立替り

有之未十月九日^二

御棟上有之、其日

神樂座者は神樂

殿^二相つめ、御湯神樂

執行仕候、神樂座^江は、

酒壹樽^并弁当頂戴仕候、

立始より、成就迄之内、

御用有之候節は、

袴^二而式人宛差出、

御用相勤申候、

御門神^二入、小屋道具

并、足しろ迄、太夫

がごう^江被下

御棟上之当日之

くんじゆ之更は、

前代未文之更也、

郡中村々より持酒

きりやうかぎり御見

舞有之、

文政五午年

空 瑞林妙正信女位

五月廿八日

天保七申年

空 唯一良道信士位

(39頁)

(三十八)

(四十)

十月廿三日

右は矢嶋主水

親也、

一、文政五年午五月廿八日

母死去之節

頼岳寺方丈心膳様

開名之夏被仰候は、

の

是迄は開名は、平百姓

同様の開名也、

此家は神家官名

(54頁)

茂免^{ゆゑ}家なれば、

是より末々迄あととり

夫婦之義は、信士之

開名を免^{ゆる}者也と、

思召^{しめ}フ□むり、難有

仕合奉存候と御請

たれと言も頼岳寺仕候、

御請替之節ニ九頭井の社○

寺御札は、古来より

方丈様^江南鐐^江吉包ツ、

(南鐐^江上質の銀、二朱銀の通称

差上仕候處、思召^{しめ}付、

此度より、百疋ツ、

差上候と、願上候、外役

僧様^江、式百文ツ、

為後日^ニしるす者也、

取次

宗澤院

(上部横書)

「○ニ而大棟式本きり其事も高嶋向宮田渡

しこつ者故用立せざる其おん也、」

(55頁) 1698

天保七^丙申年

世上大凶年^ニ付、村々御

祭礼茂無之月日茂送^候、

候と

兼候故、

御宮^江願上来^ル、秋迄之

ふち米^ヲ願上候處、御米

御不都合故、多分夏は

難出木と有之、御金

四兩十二月廿二日御借申候、

右之金子無利足^ニ而

酉霜月迄御拝借致候、

願主四人、其物家内之

人数^ニ割合候夏、

壺兩壹分壹朱 茅野式部

壺兩三朱 茅野但馬

三分 矢嶋主水

三分 茅野佐平太

(56頁) 1699

宮奉行 守屋主殿

同断 矢嶋佐京

天保八^丁酉年二月

ふり合

去年申年之凶年通り

亦々くらし方^ヲ願上

右之通^リ御金^式貳兩

御造栄方御拝借仕候、

右之願主四人^ニ割合

式分ツ、借用仕候御夏、

右ニケ年之御借金願上^ヲ上、

三ヶ年^ニ定納仕候、式ヶ年は

壺割之利足、先年は

(四十二)

無利足也、右之金子

御造栄代官渡物也、

御造栄代官

大熊村

金子佐四郎殿

(57頁) 2000

西

同酉年

一、村御頭^ニ御座候、

正月御頭申入、酒式升

鯖式本請取者也、

同十一日御符納并^ニ

御左宮司殿入仕候、献

物 御神酒壺具、鯖^二本

三升三合、中折壺丈、桶、ひ尺

ござ、むしろ、ぞうり、三合鉢

麻、真綿、右之通^リ請取者也、

祭礼終^而御礼

酒式升、鯖式本請取者也、

一、二月八日、御頭清淨入節 (四十四)

宮田渡様下宿仕候夏、

宿料金式分当日

前後人足四人、中折式^ニ丈

右之通請取者也、

(58頁) 2001

村役人

名主 染次郎

同 源内

一、同酉年四月 (四十五)

高嶋郡奉行方^江願出

去申年凶年^ニ付、ひつしと

往つまり、当秋迄之

くらし方御願上、宮田渡

方茂御口上相済御願被下、

願之通^リ相叶候上、

米御不都合故

金拾四兩式分御拝借

仕候、十月迄無利足^ニ而

右之質地^ニは、増澤数馬

妻里下金子村^方田地

借用致、差出シ申候、

十月卅日^ニ右之金子

(59頁) 2002

御返金申上候、

拝借金之儀者、仲間

一統家内人数^江割

十四兩式分内、壺兩式分

其迎々^江入用^ニ遣者也

茅野式部

同 芳之助

矢嶋主水

矢崎庄九郎

増澤数馬

茅野佐平太

郡御奉行所

一、同極月、九頭井御宝前 (四十六)

御立替有之^{御造栄之人足ニ而之}こび

来^ル、戌正月廿五日殿入

祭り致し、御造栄^方

(60頁) 2003

神酒式升、するめ

一れん、三升三合紙一丈

右之通^リ人足持参^リ

宮奉行守屋丹宮

宮大工原五左衛門

宮奉行下役山口甕蔵

并拙者出、五左衛門殿

棟上勤致し、其後
殿入勤致其時拙者
祝詞上仕候、村役人
袴羽織^ニ而出、神酒頂戴

先礼ハ、村^ノ三升三合
中折^テ杓丈、酒五盃、干物、
むしろ杓枚出し候様
承知致候得共

(61頁) 2004

此度村役人^江申合
三升三合酒、筵勤向

守屋丹宮、大工五左衛門

宮奉行、五左衛門、拙者共
右三人^江別^ニ出し候様

申聞せ段夏之上

出し、右三人分拙者^江

取置御造宮^ノ出候、

三合五左衛門^江杓升^ニ

干物、宮奉行式升するめ

取候義承^リ、神酒二升

拙者方^ニ而ひらき

当日勤向人数七人

役人出張、拙者方^ニ而

御知走致し吸物^ニ而

酒取、肴五ツ、弁当

二重五災^{さい}^ニ而、大祝

(62頁) 2005

万更入用式分式朱^懸^リ

右献物ハ毎日^ニ村^ノ

私方^ニ取納置

出し、右入用献物

金式朱私方^江御礼

村中祭致し、酒式樽

あま酒米杓俵、糍
式斗右六斗^ニ而作^リ
村中^江出し

後日神宮寺向^江

守屋丹宮

御礼宮奉行^江酒五盃

するめ杓れん、^{大工}五左衛門^江

するめ杓れん山口へ

するめ杓れん私へ

右之通り相定^リ候、

以上、

(63頁) 2006

村役人

名主 源内

同断 染次郎

年寄 七兵衛

同 金三郎

同 甚兵衛

組頭 松左衛門

平五郎

毘兵衛

一、天保九^戊年

矢ヶ崎村御頭^ニ御座候、

塚原村茂大古^ノ同村

^ニ而親江相勤候、三月

酉祭前^ニ三度清浄之

御祓^ニ廻^リ、杓度米三合

ツ、^ニ候得共、元より

杓軒^ニ付、杓升ツ、^ニ

(64頁) 2007

御無心中相定^リ

猶又七月御作田祭

御無心中相定^リ
猶又七月御作田祭

三月清浄御祓廻^リ

御初尾之儀は百足^ニ定

六

一、同子年九月十七日

宮田渡大祝、諏方倉之助様

御死去被成候、御取置は

十九日也、一統上下^ニ而御見

舞仕候、上ヶ物ハ□婦四袋

差上御立所迄御見舞

其日下宿花森方^ニ而

したため致候

一、同丑年十月十一日

宮田渡保丸様御そく位

有之、九月十一日^ノ三十日

御進清初、其日、弁当、御酒

杓汁三さい^ニ而頂戴致候、

十一日^ノ三十日内杓人ツ、(四十九)

御祓^ニ参候、日々弁当ハ

頂戴致候、七日清進^ニハ

一統^ニ而出張御見舞上物

本社太夫麻拾反、末社

太夫、よしず廿一間立六尺^ニ

長升式間ツ、き袖なわ^ニ而

あみよし七わ、なわ式拾

房一統出、あみ麻さらし

八乙女、十月三日之日、弁当夜

喰等式部殿^ニ而、よし代五勾

三分、なわ代百八十四文、麻

拾反八十式勾、メ八十九勾式分

右之内^江本社末社之

無別金杓両三十日之

勤料^ニ頂戴致し、弁当

夜喰酒肴之代^ヲ入、式分式朱

不足^ニ也、割合^ニ而杓人^ニ付

(66頁) 2009

式勾五分ツ、本社末社

両役勤候物は、五勾ツ、

末社式人之物も同断、

当日御そく居之場所

前宮けい官之社也、

八角殿立り、神子屋が立^リ

右之よしず、八角殿之か

こい^ニ致、又ハ、神子屋之

かこい也、麻ハ八角殿^江入^ル

道^江しき、かごうより

こも六拾枚、六所あ^さ^ニ而

だし、八角殿神子道^江しき

又ハ八角殿^江入^ル道^江しき

其上^江あさヲしき、菓上

ヲ大祝并、神長官通り、八角

殿^江入勤あり、かしわヲ

三度打、中のかしわ手^ニ神子

屋^ニ而打はやしあり、神子

三度目の

本社末社拾三割

八乙女迄出、八角殿之勤相

(67頁) 2010

終^而神事有之、かわらけ

赤飯ヲもり、亦八鹿の

恐膳あり、出人不残頂戴、

夫より大宮^江御こし、

宝殿^ニ御勤あり、終而

ちよくし殿^ニ御上^リ、神事

有之、勿論御造営仕出し、

以前之神事之通^リ

本社八乙女計也、終而

神吏屋^ニ而一社一統之

御流^{ながれ}、太夫、八乙女、神子は

不出、終而神前之御勤

神子ハ片はい^ニ而すずヲ立、

太夫、八乙女ハ、高神子屋

^ニ而打はやし致候、終^而

磯並明神^江御登、御勤

有之、夫より前宮^江

御越拾間ろう^ニ而御弁当

太夫、八乙女、神子迄、割子

頂戴、下部三人^江ハルぎり飯

(68頁) 2011

終而前宮^江御上^リ有之

御勤有之下りて、御玉

殿之御勤有之、其時

高神子屋^ニ而打はやし有之、

夫より大祝、神長官

両奉行、御加老、三月祭

之通^リ原之廻^リヲ式度

廻^リ、終而龜石明神^江

御越御勤有之場所ハ

安国寺橋之上之かわら^ニ而

夫より九頭井明神之

御勤、赤田之土手^ニ而有之

終而屋鋪^江かへり、御祝

義申上御祝頂戴、一重

三さい、系^び、いわし、引物^ニ而

中酒^ニ御酒頂戴、十二日

御射山^江御登御勤有之、

十三日身曾木様^江御越、御

勤有之其場よりすぐ^ニ

高嶋^江御こし、首尾能

(69頁) 2012

相す^ミ候、御礼申上候、

一、同月廿二日、御朱印

御祝有之、太夫一統

八乙女迄初宮田渡裏

御書院^ニ之間^ニ而左之

方^ニ座し西之方^江向

中酒、一重三さい引物迄

頂戴致者也、

一、天保十三年寅冬^ハ

前宮拾間ろう立替

有之、卯辰迄かゝり

棟上なけ餅、村々^ハ

参り、大くんじゆ、

右立替之金子、村々

^江無心、又ハ、太々神樂

諸方ヲすゝめ

先小坂村^ニ而太々興行

田部村、清水町

真茅野村、南大塩村

(70頁) 2013

右五ヶ村^ハ十五両も有

十両も有、七両^ハ分も

五両^ハ迄は太々神樂

皆行、右之太々

寄附^ニ而打ようによ

被申、一度^ハ酒代と而

一兩ツ、神樂座^江

被出候夏、

一、同十五辰年九月

大公儀^ハ御ふれ廻^リ

御出火^ニ付、御用木之

御ふれ有之、御宮方^ハ

拙者方も御達^シ有之、

御宮奉行守矢要人

伊藤主膳、宮田渡^ハ

土橋東馬殿被参、九頭

井社^ニ而棟之見分

尺^ハ之様子、書付

高嶋^江御達^シ有之、

(71頁) 2014

来^ル十月大公儀^ハ

見分之人被参、林小左衛門

と云人、外^ニ木見彦人、

共式人、都合四人

高嶋^ハ郡方下役

藤

安堂友左衛門殿、御林

見之方、平林忠治殿

足輕式人友ない被参、

右之人数^ニ而長大やり候、

社内之棟七本也、

内壱本大木ハ、御神木

と申立、外六本^ハ帳

面^ニ印被参候、其節

宮奉行守矢要人殿

宮田渡^ハ代官金子惣右衛門、

拙者方^ニ待受致し、

社内^ニ而、御公役^ニひろう致し

其上帰宅致候、

(五十二)

(五十)

(五十一)

